

5. 動物の保護及び管理に関する法律(旧法)及び動物の愛護及び管理に関する法律
(平成12年12月施行)違反人員

(単位:人)

年別	通常受理	起訴	不起訴
昭和49年	13	8	4
50年	6	4	1
51年	6	4	9
52年	9	3	4
53年	5	4	3
54年	6	3	3
55年	4	2	1
56年	10	5	1
57年	5	2	5
58年	6	3	1
59年	6	3	3
60年	3	2	2
61年	5	3	0
62年	5	2	4
63年	3	0	3
平成元年	7	3	3
2年	3	2	2
3年	7	4	1
4年	11	4	0
5年	9	4	4
6年	11	2	9
7年	2	3	1
8年	12	1	11
9年	12	5	7
10年	8	4	4
11年	3	0	3
12年	14	4	11
13年	18	7	10
14年	39	18	22
15年	12	3	9
16年	27	8	21
17年	47	15	27
18年	48	12	35
19年	51	14	36
20年	72	21	47
21年	54	24	36
22年	58	18	41
23年	55	9	47
24年	46	16	32
25年	49	10	32
26年	71	21	51
27年	89	27	55
28年	94	33	57
29年	109	38	73
30年	143	31	110
令和元年	163	43	125
2年	156	42	103
3年	285	71	209
4年	287	72	209
5年	270	101	169

(検察統計年報より)

※起訴又は不起訴が翌年に繰り越される場合もあるため、それらの人数の合計と通常受理人数とが一致しない年もある。

※平成30年の検察統計に差し替えがあったため平成30年のデータを修正。